

# 犯罪です。

その瞬間  
あなたは  
犯罪者になる

- 愛護動物を殺傷した場合  
**5年以下の拘禁刑**または  
**500万円以下の罰金**
- 愛護動物を遺棄・虐待した場合  
**1年以下の拘禁刑**または  
**100万円以下の罰金**

●動物の飼養及び管理に関する法律  
第44条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、5年以下の懲役又は500万円以下の罰金に処する。  
2 愛護動物に対し、みだりに、その身体に外傷が及ぶおそれのある暴行を執る、又はそのおそれのある行為をせよとみだりに、威嚇若しくは勧告をせよ、罰せし、その健康及び安全を維持するに相当な場合に拘束し、又は飼養者が罰せし、或はせよとみだりに愛護動物を飼養し、若しくは管理することの義務を怠ることを、自己の利益、又は管理する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、飼養者の帰属した施設又は他の愛護動物の身体が害される施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は管理することその他その行為の行つた者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。  
3 愛護動物を遺棄した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

※令和7年6月1日に「懲役」から「拘禁刑」となります。

電話のお掛け間違いがないようにお願いします。



環境省

警察庁

吉野警察署 0747-53-0110

吉野保健所 0747-64-8131

# 動物の遺棄・虐待は

